

葛飾区トライアル雇用 促進奨励金のご案内



葛飾区では、国が実施する「トライアル雇用助成金」(※)の支給決定を受けた区内事業主に奨励金を支給しています。

(※)トライアル雇用助成金とは
就職が困難な求職者を原則3か月間の試行(トライアル)雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとすることを目的とした国の制度です。

奨励金の交付額

ハローワークから支給される「トライアル雇用助成金」(一般トライアルコース、障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース)の同額を支給します。

<トライアル雇用助成金の各コース (一部抜粋) >

各コース	国の助成額 (雇用期間) [A]	区の支給額 [B]	合計額 [A+B]
一般トライアルコース	月額4万円×最長 3か月	12万円	24万円
障害者トライアルコース	月額4万円×最長 3か月		
(精神障害者の場合)	月額8万円×最長3か月、月額4万円×最長3か月	36万円	72万円
障害者短時間コース	月額4万円×最長 12か月	48万円	96万円

※支給対象期間中の賃金額や実際に就労した日数により、奨励金の交付額が変わる場合があります。

※トライアル雇用助成金の額に奨励金の額を加えた額が、対象事業者雇用期間に対象就労者に対して支払う賃金の総額を超えるときは、当該賃金の総額からトライアル雇用助成金の額を差し引いた額を支給します。

※若者・女性建設労働者トライアルコースの支給決定を受けた事業者には、国の支給額と同額を区が加算します。
申請には、追加で書類が必要になりますので裏面をご確認ください。

(※)上記のほか、国のトライアル雇用助成金には、対象者に応じた助成額の加算があります。詳細は、厚生労働省のホームページでご確認ください。

▷厚生労働省ホームページ「トライアル雇用助成金」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/trial_koyou.html

交付対象の要件

次に掲げるそれぞれの要件をすべて満たすこと。

- 事業主
- 区内に事業所があり、国の「トライアル雇用助成金」の支給決定を受けていること（※）
 - 法人都民税（個人の場合は特別区民税・都民税）を滞納していないこと
 - 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること
- 労働者
- トライアル雇用助成金の支給決定を受けた日において、対象事業者の事業所（区内）に勤務する者であって、かつ、今後も継続して対象事業者の事業所に勤務する予定の者であること（後日雇用状況を確認させていただくことがあります）
- （※）建設業加算を申請する場合、上記に加え、国の「トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）」の支給を受けていること

交付申請方法

国の「トライアル雇用助成金」の支給決定を受けてから**3か月以内(厳守)**に区へ必着で、以下の必要書類を下記申請先まで**郵送**にて提出してください。

- ① 葛飾区トライアル雇用促進奨励金交付申請書（第1号様式）（※1）（※2）
- ② 国の「トライアル雇用助成金」の支給申請書の写し
- ③ 国の「トライアル雇用助成金」の申請時に提出した賃金台帳の写し
- ④ 国の「トライアル雇用助成金」の支給決定通知書の写し
- ⑤ 対象事業者の法人都民税（個人の場合は特別区民税・都民税）の納税証明書
- ⑥ 対象労働者の住所が確認できるもの（住民票、運転免許証の写し等）（※3）
- ⑦ 返信用封筒(切手が貼られたもの)

（※1）建設業加算を申請する場合、上記に加え、国の「トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）」の支給申請書（ハローワークの受理印あり）及び支給決定通知書の写し

（※2）申請書は区ホームページからダウンロードすることができます。

（※3）運転免許証の写しを提出される場合は、裏面の写しも添付してください。

申請受付・問合せ先

産業経済課 経営支援係

〒125-0062

葛飾区青戸7丁目2番1号

テクノプラザかつしか1階

☎03-3838-5556

（平日午前8時半から午後5時まで）

社会保険労務士による**無料の労務相談**も承ります。まずはご相談ください。



葛飾区 トライアル雇用 奨励金

検索